

平成27年11月2日

HPVワクチンに関するこれまでの経緯及び対応（文部科学省）

1. 子宮頸がん予防（HPV）ワクチンに関するこれまでの動き

- 平成25年4月1日の予防接種法の改正により、子宮頸がん予防ワクチンが、小学6年生から高校1年生までを対象に、新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となった。（努力義務）。
- 平成25年5月10日、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が「ワクチン接種副反応により義務教育を受けられないでいる生徒の状況についての調査要請書」を下村文部科学大臣に手交。
- ワクチンの副反応の報告等を受け、平成25年6月14日の厚生労働省の検討会議の結果、一時的に積極的な接種勧奨を差し控えることになった。（※厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で継続審議中。）

2. 文部科学省における対応

1) 「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査」の実施

- ワクチン接種に関連した症状によって、学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあるため、これらの実態を把握し、児童生徒に対する個別指導に適切に対応するため、平成25年6月に「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査」を実施。（全国の国公私立中学校、高等学校等を対象）
- 調査の結果、ワクチン接種後の体調不良で、学校生活に支障が出ている中学・高校の女子生徒数は、平成24年度、全国で171名。
- 平成25年9月3日付け事務連絡において、各都道府県教育委員会等に対し、本事務連絡にある「学校における個別の配慮の例」（※1）を参考に、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮すること。また、ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることについて依頼。

<※1：学校における個別の配慮の例>

- スクールカウンセラーとのカウンセリングや、家庭訪問による対応。
- 学校医や主治医と相談し、学校生活での留意点や対応等について助言を受ける。
- 定期試験を保健室等で受けられるように配慮。
- 校内での車イスの使用にあたって、階段の昇降や行事の際に教職員が介助。
- 教室に近いトイレや手洗い蛇口をレバー式にするなど整備。またエレベーターの設置を進めている。

2) 教職員の理解促進のための取組

- 子宮頸がん予防ワクチンに関する教職員向け講習会（平成26年2月）の開催。
 - ・平成25年度 性に関する講習会
横浜市立大学医学部附属病院准教授 宮城悦子

- 都道府県教育委員会の学校保健担当者会議（平成27年5月）における周知。
 - ・子宮頸がん予防ワクチンに関する正しい理解の促進
 - ・児童生徒等への配慮の依頼
 - ・体制の整備

3) 今後の取組（予定）

- 学校保健連絡協議会（平成28年2月）における周知。
- 全国学校保健・養護教諭担当指導主事会（平成28年2月）における周知。
- 全国養護教諭連絡協議会（平成28年2月）における周知。
- 全国養護教諭研究大会（平成28年8月）における周知。
- 健康教育指導者養成研修（健康コース（平成28年6・7月））における周知・協議